



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยนาโม) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 59 (2015年11月19日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 59 は「社会保険法の改定」をお送り致します。2015年10月20日に、社会保険法の一部が改定されました。日本人には馴染みの薄い社会保険ですが、会社運営の情報の一つとして捉えて頂けると幸いです。

被保険者への恩典の向上（社会保険法：第4刷）2015年10月20日

【危険に遭遇した場合または怪我病気の場合】

新：医療行為を受けたことにより損害を受けた場合、健康維持及び病気防止の費用及び初期支出補助金を被保険者に支払う。

旧：病気の診断費用、治療費、生活費、及び病院内での看護費、薬代及び医療器具費、救急搬送費または患者の送迎車費用のみ受取る権利がある。

【自傷行為による怪我、障害、死亡】

新：自傷行為、または合意の元で他者に行わせたことにより怪我、障害、死亡した者への恩典。

旧：保険対象外。

【障害が残る場合】

新：身体の50%を超えない範囲で障害のある被保険者は障害補償金の受領権利がある。

旧：身体の50%を越える障害のある被保険者のみ傷害補償金の受領権利がある。

*2558年(西暦2015年)3月31日以前から障害のある者

新：補償金を生涯受領できる。

旧：2015年3月31日以前から障害のある者は15年間、補償金を受領できる。

【末期傷害・病気患者または障害者】

新：末期傷害・病気患者/障害者の死亡の場合、保険積立が権利に対して満額で無い場合でも恩典の受領権利がある。

旧：死亡の場合の補償金等はない。

【死亡の場合～被保険者が死亡の場合の支援金】

2 ケースに分類される。

ケース 1 は積立金の支払いが 36 ヶ月以上だが 120 ヶ月に達しない場合。

ケース 2 は積立金の支払いが 120 ヶ月超の場合。

(新) ケース 1 の場合：死亡以前に積立金を 36 ヶ月以上、120 ヶ月未満支払った場合、支援金を収入の 2 ヶ月分支払う。

(旧) ケース 1 の場合：死亡以前に積立金を 36 ヶ月以上、120 ヶ月未満支払った場合、支援金を収入の 1.5 ヶ月分支払う

(新) ケース 2 の場合：死亡以前に積立金を 120 ヶ月以上支払った場合、支援金を平均収入の 6 ヶ月分支払う。

(旧) ケース 2 の場合：死亡以前に積立金を 120 ヶ月以上支払った場合、支援金を平均収入の 5 ヶ月分支払う。

【出産の場合】

新：回数に制限無く恩典を受けられる＋女性被保険者に 2 回を超えない 90 日間の休業補償。

旧：2 回を超えない範囲で 1 回当たり 13000 バーツ＋90 日間の休業補償。

【子息支援の場合】

新：1 回当たり 3 人を超えない範囲で受領する権利がある。

旧：0～6 歳の年齢の子息で 1 回当たり 2 人を超えない。1 人 1 ヶ月につき 400 バーツ支給。

【失業の場合】

新：事業所の洪水などの不可抗力に起因して事業主が解雇を伴わない事業の一時停止をした場合、被保険者に対して権利を保護。

旧：解雇になった場合または退職した場合の被保険者が対象。

【恩典を受ける権利の改訂】

新：被保険者は老齢賞与金を受取る者を指定する書類を事前に作成でき、後継人と共同で受取る権利がある。書類で指定する後継人または子息がない場合、兄弟、父方の祖父母、母方の祖父母、父方の叔父叔母、母方の叔父叔母に権利がある。

旧：後継人(父母、子息及び配偶者)のいない被保険者は老齢賞与金を受取る者を指定する書類を事前に作成できない。老齢賞与金は基金のものとなる。

新：補償金受領申請の期間を 1 年から 2 年に延長。

旧：補償金受領申請の期間は 1 年。

【保険範囲の拡大】

新： 公的機関の従業員の保険を全種の公的機関の期間従業員に拡大。

旧： 期間従業員で月給受領者のみ保険の対象。

新： 国内に事業所のある事業主の従業員で国外に駐在している従業員に保険を拡大。

旧： 国内に事業所のある事業主の従業員で国外に駐在している従業員は保険の対象外。

【積立金】

新： 災害が発生した地域での被保険者及び事業主の支援の為、政府は積立金支払いの減額の通達を行う。

旧： 災害の発生した地域のみ減額はできない。積立金の減額をする場合は全国一律に減額の通達を行う。

新： 第 40 条適用の被保険者の積立金支払いを、被保険者から徴収した積立金の 2 分の 1 を超えない範囲で政府が支払い協力することを規定。

旧： 法律内に規定は無いが、政府が第 40 条適用の被保険者の積立金支払い支援のために予算を確保。

【投資管理】

社会保険事務所が基金の利益の為に得た国有地で無い不動産を社会保険事務所は基金を高利益の投資物件に投資できると規定する。

【公正な監査・監督制度の確立】

1. 法令を遵守、監督する為に監査委員を設ける。
2. 取締役の選出基準、資格及び採用禁止の規定並びに資産及び負債目録を汚職防止委員会に提出しなければならない。
3. 社会保険事務所の取締役会の提案により大臣が選出方法の規定を定める。
4. 社会保険事務所の取締役会の提案により大臣が定めた規定により相談役を選出する。

(社会保険:24 時間コールセンター 1506)

~~~~~

**タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。**

**今回は、2015 年 12 月 17 日(木) です**

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓  
<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は1案件5,000THB～となっております。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>